

公益社団法人地域医療振興協会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人地域医療振興協会定款第20条第3項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(常勤の役員に対する報酬等の支給)

第2条 常勤の役員には、次条の報酬等を支給する。ただし、常勤の役員であっても、報酬等の受取りを辞退することができる。

(報酬等の種類)

第3条 報酬等の種類は、次のとおりとする。

- 一 年俸
- 二 調整手当
- 三 業績手当
- 四 退職功労金

(年俸)

第4条 年俸の額は、別表1のとおりとする。

(調整手当)

第5条 調整手当の額は、別表2のとおりとする。

(業績手当)

第6条 業績手当は、理事の担当業務の業績、協会会務への貢献度等を総合的に勘案して理事長が理事会の承認を得て1,000万円を限度として支給することができる。

(退職功労金)

第7条 退職功労金の支給を受ける者、支給額その他支給に関して必要な事項は別に定める。

(支給方法)

第8条 年俸、調整手当及び業績手当は、それらの額を合算した額を12等分して、各月の職員の給与の支給日に支給する。

2 退職功労金は、退任したときに支給する。

(常勤以外の役員に対する報酬等の支給)

第9条 常勤以外の役員には、公益社団法人地域医療振興協会の職務に従事した都度、別表3の報酬等を支給する。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、定款の施行の日から施行する。
- 2 社団法人地域医療振興協会常勤役員の報酬規程(平成11年6月12日施行)及び社団法人地域医療振興協会役員退職功労金規程(平成10年3月31日施行)は廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

別表1 年俸	単位：千円
区分	年額
理事長	18,000以下
常務理事又は理事で	
病院管理者若しくは病院長	16,000以下
理事(診療に従事する者)	15,000以下
理事(上記以外の者)	10,000以下

別表2 調整手当	単位：千円
区分	年額
理事長	4,000以下
常務理事又は理事で	
病院管理者若しくは病院長	3,000以下
理事(副病院長又はその他の施設長)	2,000以下
理事(その他理事長が必要と認める職)	500以上2,000以下

別表3	単位：千円
区分	額
総会、理事会等の会合への出席	日額30
講演謝金及び原稿執筆謝金	地域医療振興協会の役職員以外の者に支払われる金額

に相当する金額